

新たに雇い入れた精神障害者や職場復帰した精神障害者の 方が働きやすい職場づくりを行った事業主の方への給付金

12 精神障害者雇用安定奨励金

精神障害者の雇用を促進するとともに職場定着を図るため、精神障害者を新たに雇い入れ、又は休職者を職場復帰させるとともに、精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対して、奨励金を支給するものです。

事業主が行った取組内容に応じて、精神障害者支援専門家活用奨励金、社内精神障害者専門家養成奨励金、社内理解促進奨励金、ピアサポート体制整備奨励金が支給されます。

I 精神障害者支援専門家活用奨励金

受給できる事業主

精神障害者支援専門家活用奨励金（以下「活用奨励金」といいます。）を受給できる事業主は、次の1から14までのいずれにも該当する事業主です。

- 1 雇用保険の適用事業主であること
- 2 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」といいます。）第2条第6号に規定する精神障害者（※）である求職者（以下「対象精神障害者」といいます。）を安定所（以下「安定所」といいます。）若しくは地方運輸局又は適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する一般被保険者（雇用保険法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者。）として雇い入れる事業主であること

ただし、次の（1）から（4）までのいずれかに該当する者は、対象精神障害者に含まないこと

- （1）雇入れ日において65歳以上の者
- （2）過去3年間に当該事業所において職場適応訓練（短期の職場適応訓練を除く。）を受けたことがある者又は現に受けている者
- （3）過去3年間に当該事業所において雇用保険の被保険者として雇用されていた者（トライアル雇用又は精神障害者ステップアップ雇用の終了後に対象精神障害者として雇い入れる場合を除く。）
- （4）対象精神障害者の雇入れ日の前日から起算して1年前の日から当該雇入れ日の前日までの間において、対象精神障害者を雇用していた事業主と、資本的・経済的・組織的関連性等からみて、密接な関連性のある事業主で雇用されていた者

※ 障害者雇用促進法第2条第6号に規定する精神障害者とは、次のいずれかに該当する者であって、症状が安定し、就労が可能な者をいいます。

①精神保健福祉法第45条第2項の規定により「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている者

②統合失調症、そううつ病（そう病・うつ病を含む）又はてんかんにかかっている者

- 3 次の（1）から（3）までのいずれかに該当する精神障害者の支援に関する専門的知識及び技術を有する者（以下「精神障害者支援専門家」といいます。）について、継続して雇用する雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）としての雇入れ又は委嘱（以下Iにおいて「雇入れ等」といいます。）を行い、上記2により雇い入れた対象精神障害者の雇用管理に関する業務を行わせる事業主であること

- （1）精神保健福祉士、臨床心理士、臨床発達心理士、社会福祉士、作業療法士、医師、看護師又は保健師

の資格を有する者であって、精神障害者の支援に係る実務経験が3年以上の者

(2) 障害者雇用促進法第19条第1項第1号から第3号までに規定する障害者職業センターにおいて同法第24条に規定する障害者職業カウンセラーとしての実務経験が3年以上の者

(3) 精神科、心療内科等を標榜する病院又は診療所、精神保健福祉センター、保健所、精神障害者の生活支援施設等で精神障害者の支援に係る実務経験を5年以上有する者

4 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者を雇入れ又は委嘱する場合は精神障害者支援専門家の雇入れ等として認められないこと

(1) 当該事業所において選任されている産業医及び当該事業所の産業保健スタッフ

(2) 過去3年間に当該事業所において職場適応訓練(短期の職場適応訓練を除く。)を受けたことがある者又は現に受けている者

(3) 過去3年間に当該事業所において雇用保険の被保険者として雇用されていた者

(4) 精神障害者支援専門家の雇入れ日又は対象精神障害者に係る最初の委嘱日の前日から起算して1年前の日から当該雇入れ等の日の前日までの間において、当該精神障害者支援専門家を雇用していた事業主と、資本的・経済的・組織的関連性等からみて、密接な関連性のある事業主に雇用されていた者

5 次のいずれかにより対象精神障害者の雇入れ及び精神障害者支援専門家の雇入れ又は委嘱を行う事業主であること

(1) 精神障害者支援専門家を雇い入れる場合

イ 対象精神障害者の雇入れ日より前に精神障害者支援専門家の雇入れ日がある場合にあっては、精神障害者支援専門家の雇入れ日から起算して6か月を経過した日までの間に対象精神障害者を雇い入れる事業主であること

ロ 精神障害者支援専門家の雇入れ日より前に対象精神障害者の雇入れ日がある場合は、対象精神障害者の雇入れ日から起算して6か月を経過した日までの間に精神障害者支援専門家を雇い入れる事業主であること

(2) 精神障害者支援専門家を委嘱する場合

イ 対象精神障害者の雇入れ日より前に精神障害者支援専門家の委嘱日(対象精神障害者に係る最初の委嘱に係るものに限る。以下イ及びロにおいて同じ。)がある場合は、委嘱日から起算して6か月を経過した日までの間に対象精神障害者を雇い入れる事業主であること

ロ 委嘱日より前に対象精神障害者の雇入れ日がある場合は、対象精神障害者の雇入れ日から起算して6か月を経過した日までの間に精神障害者支援専門家の対象精神障害者に係る最初の委嘱を行う事業主であること

6 次のいずれかの期間に、精神障害者支援専門家の雇入れ又は委嘱に係る事業所において、雇用する雇用保険被保険者を解雇等したことがないこと。ただし、解雇等とは、労働者の責めに帰すべき理由による解雇及び天災その他やむを得ない理由のため事業の継続が不可能となったことによる解雇以外の解雇に勤奨退職等を加えたものであること

(1) 精神障害者支援専門家を雇い入れる場合

対象精神障害者の雇入れ日又は精神障害者支援専門家の雇入れ日のいずれか早い日の前日から起算して6か月前の日から、対象精神障害者の雇入れ日又は精神障害者支援専門家の雇入れ日のいずれか遅い日から起算して6か月を経過した日までの間

(2) 精神障害者支援専門家を委嘱する場合

対象精神障害者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過した日までの間

7 上記6の期間に倒産や解雇などの理由(雇用保険法第23条第1項に規定する特定受給資格者となるもの)

により離職した者（受給資格決定処理が行われたもの）の数を、当該事業所における対象精神障害者の雇入れ日又は精神障害者支援専門家の雇入れ日のいずれか早い方の日における被保険者数で除した割合が6%を超えていない（特定受給資格者となる離職理由により離職した者として受給資格決定処理がなされたものの発生数が3人以下である場合を除く。）事業主であること

- 8 過去に活用奨励金の支給を受けた場合は、労働局長が行った最後の支給決定の日の翌日以降に、新たに対象精神障害者及び精神障害者支援専門家の雇入れ又は最初の委嘱を行う事業主であること
- 9 活用奨励金の支給を行う際に、雇入れ又は委嘱に係る事業所において成立する保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していない事業主であること
- 10 不正行為により、本来支給を受けることのできない助成金等の支給を受け、又は受けようとしたことにより3年間にわたる助成金等の不支給措置を受けていない事業主であること
- 11 離職、雇入れ、賃金の支払い等の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること
- 12 支給対象期間に対象精神障害者及び精神障害者支援専門家に対する賃金を支払期日を越えて支給申請を行うまでに支払っていない事業主ではないこと
- 13 労働関係法令の違反（船員に適用される労働関係法令違反を含む。）を行っていることにより奨励金を支給することが適切でないと認められる事業主ではないこと
- 14 労働局が立ち入って行う実地調査に協力する事業主であること

受給できる額

1 支給対象期間

(1) 精神障害者支援専門家を雇い入れた場合

対象精神障害者の雇入れ又は精神障害者支援専門家の雇入れの日のいずれか遅い日（精神障害者支援専門家の賃金締切日が定められている場合は当該日の直後の賃金締切日。ただし、当該日と賃金締切日が同日の場合は、賃金締切日の翌日、賃金締切日の翌日が当該日である場合は当該日。以下（1）において「起算日」という。）から起算して1年間とし、起算日から起算した最初の6か月を支給対象期の第1期とし、次の6か月を第2期といたします。

(2) 精神障害者支援専門家を委嘱した場合

対象精神障害者の雇入れ又は精神障害者支援専門家の対象精神障害者に係る最初の委嘱の日から起算して1年間とし、当該委嘱日から起算した最初の6か月を支給対象期の第1期といい、次の6か月を第2期といたします。

2 受給できる額

(1) 精神障害者支援専門家を雇い入れた場合

精神障害者支援専門家1人につき、次表に定める額を支給対象期ごとに支給します。ただし、当該支給対象期に相当する精神障害者支援専門家の賃金総額が次表に定める額を下回る場合は、当該賃金総額を上限とします。

精神障害者支援専門家の区分	第1期	第2期	合計
イ 短時間労働者（※）以外の場合	90万円	90万円	180万円
ロ 短時間労働者の場合	60万円	60万円	120万円

※ 短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満である者をいいます。

(2) 精神障害者支援専門家を委嘱した場合

精神障害者支援専門家の委嘱1回あたり1万円とし、委嘱回数を乗じた額を第1期及び第2期に分けて支給するものとし、1事業主あたり第1期と第2期の支給額の合計は24万円を上限とします。

ただし、「委嘱1回」とは精神障害者支援専門家1人に対する1日の委嘱をいい、同日に複数の精神障害者支援専門家に委嘱する場合は、精神障害者支援専門家ごとに1回と数えるものとします。

受給のための手続

精神障害者支援専門家活用奨励金の支給を受けるためには、以下の手続が必要です。

1 利用届の提出

「対象精神障害者の雇入れ日」又は「精神障害者支援専門家の雇入れ日又は最初の委嘱日」のいずれか早い日の1か月後までに「精神障害者雇用安定奨励金利用届」を事業所を管轄する労働局に提出してください。

2 活用奨励金の対象となる取組の実施

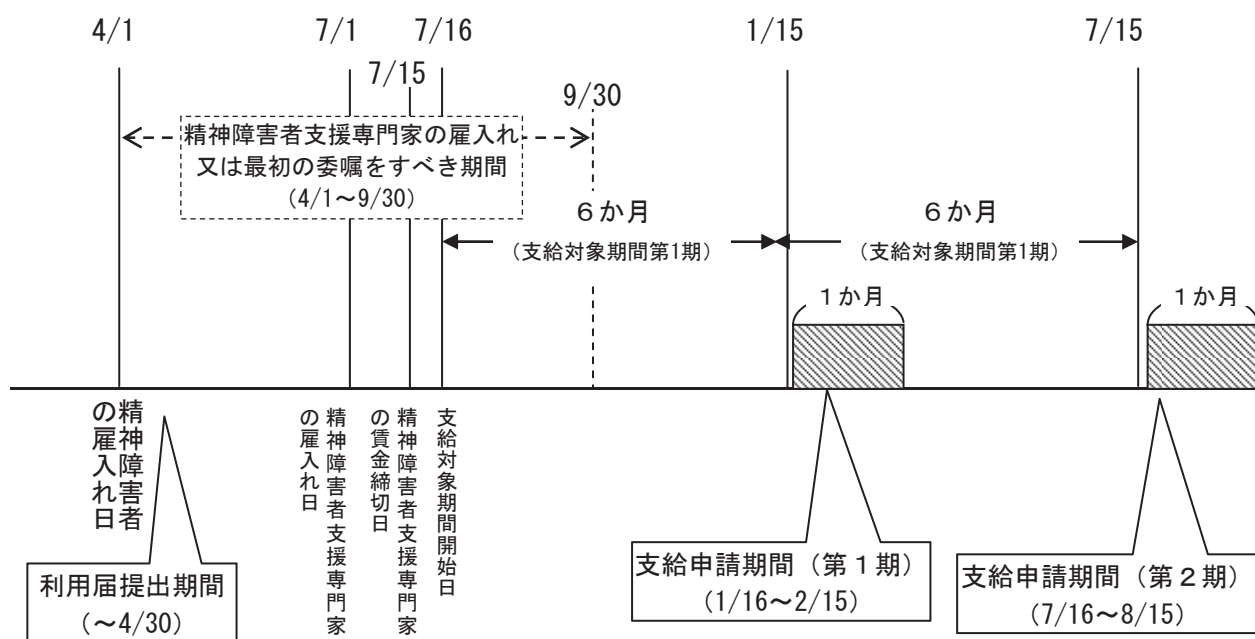
①対象精神障害者の雇入れ又は②精神障害者支援専門家の雇入れ又は委嘱を実施した日から6か月以内に、もう一方の雇入れ等を実施してください。

3 支給申請書の提出

支給対象期（第1期・第2期）の末日の翌日から1か月以内に、「精神障害者雇用安定奨励金支給申請書」を事業所を管轄する労働局に提出してください。

（参考）精神障害者支援専門家活用奨励金の受給手続例

【精神障害者を4月1日に雇入れ、精神障害者支援専門家を7月1日に雇い入れる場合】



II 社内精神障害者支援専門家養成奨励金

受給できる事業主

社内精神障害者支援専門家養成奨励金（以下「養成奨励金」といいます。）を受給できる事業主は、次の1から11までのいずれにも該当する事業主です。

1 雇用保険の適用事業主であること

2 精神障害者の雇用及び職場定着に係る業務を行う社内精神障害者支援専門家を養成するため、当該事業所の労働者（一般被保険者として当該事業所において3年以上雇用されている者に限る。以下「履修者」という。）に次の（1）から（3）までのいずれかの精神障害者の支援に関する専門的知識及び技術を修得させ

る課程であって期間が2年以内のもの（以下「養成課程」といいます。）を履修させ、当該養成課程修了後に次の3により雇い入れた精神障害者の雇用管理に関する業務を担当させる事業主であること

（1）次のイからハまでに掲げる精神保健福祉士に係る課程

イ 精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第7条第2号に規定する精神保健福祉士短期養成施設等における6月以上の精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得させる課程

ロ 同条第3号に規定する精神保健福祉士一般養成施設等における1年以上の精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得させる課程

ハ 大学への編入等による同条第1号に規定する者になるために必要な課程

（2）財団法人日本臨床心理士資格認定協会が指定する大学院（第一種）又は専門職大学院の課程

（3）次のイからハまでに掲げる社会福祉士に係る課程

イ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第2号に規定する社会福祉士短期養成施設等における6月以上の社会福祉士として必要な知識及び技能を修得させる課程

ロ 同条第3号に規定する社会福祉士一般養成施設等における1年以上の社会福祉士として必要な知識及び技能を修得させる課程

ハ 大学への編入等による同条第1号に規定する者になるために必要な課程

ただし、精神保健福祉士法第7条各号に掲げる者、社会福祉士及び介護福祉士法第7条各号に掲げる者、精神保健福祉士、社会福祉士、臨床発達心理士、作業療法士、医師、看護師又は保健師の資格を有する者（当該資格の受験資格を有する者及び養成課程を修了している者を含む。）、障害者職業カウンセラーの経験がある者、「精神科、心療内科等を標榜する病院又は診療所、精神保健福祉センター、保健所、精神障害者の生活支援施設」等で精神障害者の支援に係る実務経験を5年以上有する者は、履修者に含みません。

また、履修者が養成課程を開始した日から1年を経過した日までの間に、養成課程を開始させる履修者は3人を限度とします。

3 養成課程が修了した日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過した日までの間に、対象精神障害者を安定所若しくは地方運輸局又は適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する一般被保険者として雇い入れる事業主であること。

ただし、次の（1）から（4）までのいずれかに該当する者は、対象精神障害者に含まないこと

（1）雇入れ日において65歳以上の者

（2）過去3年間に当該事業所において職場適応訓練（短期の職場適応訓練を除く。）を受けたことがある者又は現に受けている者

（3）過去3年間に当該事業所において雇用保険の被保険者として雇用されていた者（トライアル雇用又は精神障害者ステップアップ雇用の終了後に対象精神障害者として雇い入れる場合を除く。）

（4）対象精神障害者の雇入れ日の前日から起算して1年前の日から当該雇入れ日の前日までの間に、対象精神障害者を雇用していた事業主と、資本的・経済的・組織的関連性等からみて、密接な関連性のある事業主に雇用されていた者

4 対象精神障害者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過した日までの期間に、当該雇入れに係る事業所において雇用する雇用保険被保険者を解雇等したことがないこと。ただし、解雇等とは、労働者の責めに帰すべき理由による解雇及び天災その他やむを得ない理由のため事業の継続が不可能となったことによる解雇以外の解雇に勤奨退職等を加えたものであること

5 上記4の期間に、倒産や解雇などの理由（雇用保険法第23条第1項に規定する特定受給資格者となるもの）により離職した者（受給資格決定処理が行われたもの）の数を、当該事業所における対象精神障害者の雇入れ日における被保険者数で除した割合が6%を超えていない（特定受給資格者となる離職理由により離職した者として受給資格決定処理がなされたものの発生数が3人以下である場合を除く。）事業主であること

- 6 養成奨励金の支給を行う際に、雇入れに係る事業所において成立する保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していない事業主であること
- 7 不正行為により、本来支給を受けることのできない助成金等の支給を受け、又は受けようとしたことにより3年間にわたる助成金等の不支給措置を受けていない事業主であること
- 8 離職、雇入れ、賃金の支払い等の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること
- 9 対象精神障害者の雇入れ日から支給申請時までに履修者及び対象精神障害者に対する賃金を支払期日を越えて支給申請を行うまでに支払っていない事業主ではないこと
- 10 労働関係法令の違反（船員に適用される労働関係法令違反を含む。）を行っていることにより奨励金を支給することが適切でないと認められる事業主ではないこと
- 11 労働局が立ち入って行う実地調査に協力する事業主であること

受給できる額

履修者1人につき、養成課程の履修に要した費用の2/3（50万円を上限）を支給します。対象となる費用は、当該養成課程の履修に要した入学金、授業料、実習費用等の合計をいい、受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費、養成課程の実施機関が実施する各種行事参加に係る費用、同窓会費等は対象となりません。また、養成課程を修了しなかった場合は、支給を受けることができません。

受給のための手続

養成奨励金の支給を受けるためには、以下の手続が必要です。

1 利用届の提出

養成課程の開始日の1か月後までに、「精神障害者雇用安定奨励金利用届」を事業所を管轄する労働局に提出してください。

2 養成奨励金の対象となる取組の実施

養成課程の修了日の前後6か月間に対象精神障害者の雇入れを実施してください。

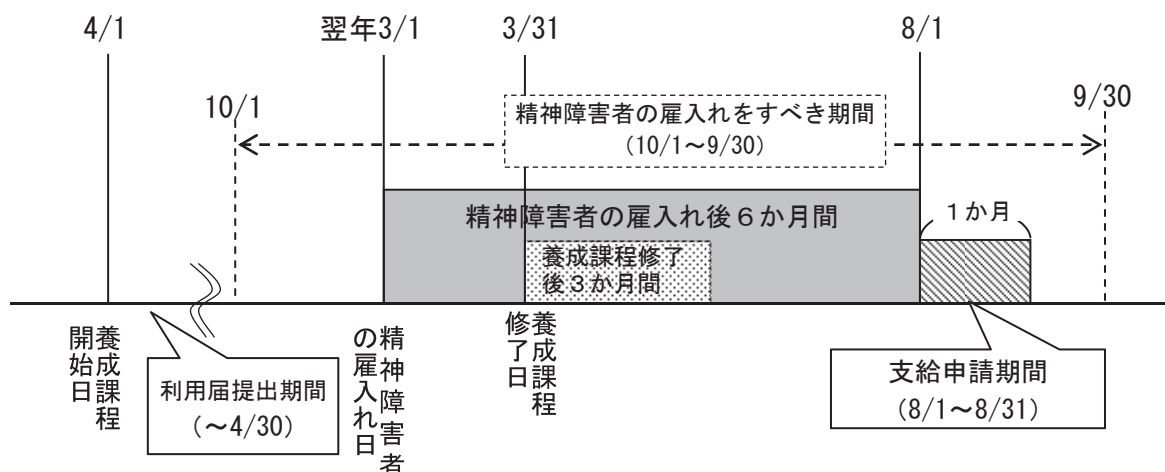
3 支給申請書の提出

次の（1）又は（2）のいずれか遅い日の翌日から1か月以内に「精神障害者雇用安定奨励金支給申請書」を事業所を管轄する労働局に提出してください。

- （1）養成課程修了日の翌日から3か月を経過した日
- （2）対象精神障害者の雇入れ日から6か月を経過した日

（参考）社内精神障害者支援専門家養成奨励金の受給手続例

【労働者に4月1日から翌年3月31日までの養成課程を履修させ、3月1日に精神障害者を雇い入れる場合】



Ⅲ 社内理解促進奨励金

受給できる事業主

社内理解促進奨励金を受給できる事業主は、次の1から12までのいずれにも該当する事業主です。

- 1 雇用保険の適用事業主であること
 - 2 次のいずれかに該当する事業主であること
 - (1) 対象精神障害者を安定所若しくは地方運輸局又は適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する一般被保険者として雇い入れる事業主であること
ただし、次のいずれかに該当する者は、対象精神障害者に含まないこと
 - イ 雇入れ日において65歳以上の者
 - ロ 過去3年間に当該事業所において職場適応訓練（短期の職場適応訓練を除く。）を受けたことがある者又は現に受けている者
 - ハ 過去3年間に当該事業所において雇用保険の被保険者として雇用されていた者（トライアル雇用又は精神障害者ステップアップ雇用の終了後に対象精神障害者として雇い入れる場合を除く。）
 - ニ 対象精神障害者の雇入れ日の前日から起算して1年前の日から当該雇入れ日の前日までの間に、対象精神障害者を雇用していた事業主と、資本的・経済的・組織的関連性等からみて、密接な関連性のある事業主に雇用されていた者
 - (2) 障害者雇用促進法第2条第6号に規定する精神障害者である65歳未満の休職者を職場復帰させ、継続的に就労させる事業主であること
ただし、休職者とは、精神障害の原因となる疾病について初めて医師の診療を受けた日又は当該疾病に係る診断書の診断日から職場復帰をした日の前日までの休職期間（年次有給休暇、欠勤等も含む。）が6か月間以上である者をいい、職場復帰をした日の前日から起算して1年間の休職期間が延べ6か月間以上である者も含みます。
- 3 精神障害者の支援に関する知識を習得するため、次のいずれにも該当する講習（以下「精神障害者支援講習」といいます。）を当該事業所の労働者に受講させる事業主であること
 - (1) 講習時間
1回につき2時間以上とする。
「1回」とは、講習期間1日を原則とするが、対象者が同一であり、内容に連続性のある講習については、当該講習の初回から最終回までの全回で「1回」とみなすものとする。
 - (2) 対象者
上記2の対象精神障害者の雇入れ又は休職者の職場復帰に係る職場の労働者とする。ただし、同一の職場の労働者以外の労働者についても、当該精神障害者の職場定着に資する場合は、同時に受講させて差し支えない。
また、社内精神障害者支援専門家養成奨励金に係る養成課程を修了した履修者のみを対象とする場合は支給対象とはしない。
 - (3) 講習方法・講習内容
次のイ又はロのいずれかによること。ただし、セルフケア（受講する対象者が自身のストレスや心の健康について理解し自らのストレスを予防、軽減するあるいはこれに対処すること）に関する講習及び通信による講習は対象としない。
 - イ 精神障害に関する知識や精神障害者と働く上での配慮事項等精神障害者の支援に関する知識を習得させるための、次の①から⑥までのいずれかに該当する講師による講習
ただし、当該事業所において選任されている産業医、当該事業所の産業保健スタッフ及び当該事業

所で雇用されている者を講師にした場合は、当該講師に対する講師謝金及び講師旅費については、支給対象とならないので留意すること

- ① 精神科医
- ② 精神保健福祉士、臨床心理士、臨床発達心理士、社会福祉士、作業療法士、看護師又は保健師
- ③ 精神障害に関する専門的知識及び技術を有する学識経験者
- ④ 精神障害者の就労支援に係る経験を3年以上有する者
- ⑤ 精神障害者の雇用管理に係る経験を3年以上有する者
- ⑥ 事業所で雇用されている精神障害者

ロ 当該事業所以外の機関が実施する精神障害者の支援に関する講習

- 4 精神障害者支援講習の開始日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過した日までの間に、上記2に規定する対象精神障害者の雇入れ又は休職者の職場復帰を行う事業主であること
- 5 対象精神障害者を雇い入れる場合は、対象精神障害者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過した日までの期間に、当該雇入れに係る事業所において雇用する雇用保険被保険者を解雇等したことがないこと。ただし、解雇等とは、労働者の責めに帰すべき理由による解雇及び天災その他やむを得ない理由のため事業の継続が不可能となったことによる解雇以外の解雇に勧奨退職等を加えたものであること
- 6 対象精神障害者を雇い入れる場合は、上記5の期間に、倒産や解雇などの理由（雇用保険法第23条第1項に規定する特定受給資格者となるもの）により離職した者（受給資格決定処理が行われたもの）の数を、当該事業所における対象精神障害者の雇入れ日における被保険者数で除した割合が6%を超えていない（特定受給資格者となる離職理由により離職した者として受給資格決定処理がなされたものの発生数が3人以下である場合を除く。）事業主であること
- 7 社内理解促進奨励金の支給を行う際に、雇入れ又は職場復帰に係る事業所において成立する保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していない事業主であること
- 8 不正行為により、本来支給を受けることのできない助成金等の支給を受け、又は受けようとしたことにより3年間にわたる助成金等の不支給措置を受けていない事業主であること
- 9 離職、雇入れ、賃金の支払い等の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること
- 10 対象精神障害者の雇入れ日又は休職者の職場復帰日から支給申請時までに対象精神障害者又は休職者に対する賃金を支払期日を越えて支給申請を行うまでに支払っていない事業主ではないこと
- 11 労働関係法令の違反（船員に適用される労働関係法令違反を含む。）を行っていることにより奨励金を支給することが適切でないと認められる事業主ではないこと
- 12 労働局が立ち入って行う実地調査に協力する事業主であること

支給できる額

精神障害者支援講習1回につき、要した費用の1/2（5万円を上限）を支給します。

対象となる費用は、講師謝金、講師旅費、講習を実施する会場使用料、教材費・資料代、外部機関が実施する講習の受講料等とし、講習に参加するための対象者の旅費及び賃金等については、対象としません。

精神障害者支援講習の開始日から終了日までは1年間を上限とし、当該1年間の支給対象となる精神障害者支援講習は5回を上限とします。

また、当該事業所において選任されている産業医、当該事業所の産業保健スタッフ及び当該事業所の労働者を講師とした場合、講師謝金及び講師旅費については、支給対象となりません。

受給のための手続

社内理解促進奨励金の支給を受けるためには、以下の手続が必要です。

1 利用届の提出

対象精神障害者の雇入れ若しくは休職者の職場復帰の日又は精神障害者支援講習の開始日のいずれか早い日の1か月後までに、「精神障害者雇用安定奨励金利用届」を事務所を管轄する労働局に提出してください。

2 社内理解促進奨励金の対象となる取組の実施

①対象精神障害者の雇入れ若しくは休職者の職場復帰又は②精神障害者支援講習の開始のいずれかについて実施した日から6か月以内に、もう一方の取組を実施してください。

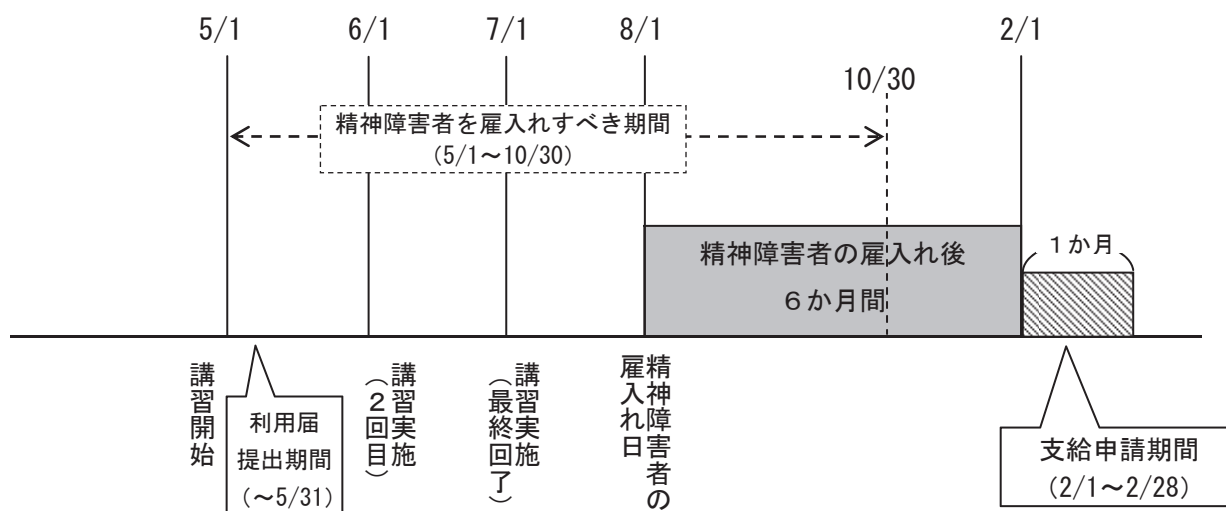
3 支給申請書の提出

次の(1)又は(2)のいずれか遅い日の翌日から起算して1か月以内に、支給申請書を事務所を管轄する労働局に提出してください。

- (1) 対象精神障害者の雇入れ日又は休職者の職場復帰日から6か月を経過した日
- (2) 精神障害者支援講習終了日

(参考) 社内理解促進奨励金の受給手続例

【講習を5月1日、6月1日、7月1日に実施し、精神障害者を8月1日に雇い入れる場合】



IV ピアサポート体制整備奨励金

受給できる事業主

ピアサポート体制整備奨励金（以下「整備奨励金」といいます。）を受給できる事業主は、次の1から13までのいずれにも該当する事業主です。

- 1 雇用保険の適用事業主であること
- 2 次のいずれかに該当する事業主であること

(1) 対象精神障害者を安定所若しくは地方運輸局又は適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する一般被保険者として雇い入れる事業主であること

ただし、次のいずれかに該当する者は、対象精神障害者に含まないこととする。

- イ 雇入れ日において65歳以上の者
- ロ 過去3年間に当該事業所において職場適応訓練（短期の職場適応訓練を除く。）を受けたことがあ

る者又は現に受けている者

ハ 過去3年間に当該事業所において雇用保険の被保険者として雇用されていた者（トライアル雇用又は精神障害者ステップアップ雇用の終了後に対象精神障害者として雇い入れる場合を除く。）

ニ 対象精神障害者の雇入れ日の前日から起算して1年前の日から当該雇入れ日の前日までの間に於いて、対象精神障害者を雇用していた事業主と、資本的・経済的・組織的関連性等からみて、密接な関連性のある事業主に雇用されていた者

(2) 障害者雇用促進法第2条第6号に規定する精神障害者である65歳未満の退職者を職場復帰させ、継続的に就労させる事業主であること

ただし、退職者とは、精神障害の原因となる疾病について初めて医師の診療を受けた日又は当該疾病に係る診断書の診断日から職場復帰をした日の前日までの退職期間（年次有給休暇、欠勤等も含む。）が6か月間以上である者をいい、職場復帰をした日の前日から起算して1年間の退職期間が延べ6か月間以上である者も含まれます。

3 1年以上安定して当該事業所で雇用されている障害者雇用促進法第2条第6号に規定する精神障害者（上記2の対象精神障害者、退職者及び精神障害者の雇用管理又は支援に関する業務を行っている者を除く。以下「社内精神障害者」といいます。）に次の(1)から(3)までのいずれかに該当する精神障害者の雇用管理に関するピュアサポート業務を新たに担当させる事業主であること

(1) 対象精神障害者の職場定着や退職者の職場復帰を進めるために必要とされる配慮事項等に係る事業所への助言

(2) 当該事業所の産業保健スタッフ等の協力の下での上記2の対象精神障害者又は退職者に対する、経験に基づいた職場生活、職場復帰等に関する情報提供、助言等

(3) (1)又は(2)のほか、上記2の対象精神障害者の職場定着又は職場復帰に資する業務

4 社内精神障害者の担当業務への配置日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過した日までの間に、上記2の対象精神障害者の雇入れ又は退職者の職場復帰を行う事業主であること

5 対象精神障害者を雇い入れる場合は、対象精神障害者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過した日までの期間に、当該雇入れに係る事業所において雇用する雇用保険被保険者を解雇等したことがないこと。ただし、解雇等とは、労働者の責めに帰すべき理由による解雇及び天災その他やむを得ない理由のため事業の継続が不可能となったことによる解雇以外の解雇に勧奨退職等を加えたものであること

6 対象精神障害者を雇い入れる場合は、上記5の期間に、倒産や解雇などの理由（雇用保険法第23条第1項に規定する特定受給資格者となるもの）により離職した者（受給資格決定処理が行われたもの）の数を、当該事業所における対象精神障害者の雇入れ日における被保険者数で除した割合が6%を超えていない（特定受給資格者となる離職理由により離職した者として受給資格決定処理がなされたものの発生数が3人以下である場合を除く。）事業主であること

7 過去に整備奨励金の支給を受けた場合は、労働局長が行った最後の支給決定の日の翌日以降に、新たに対象精神障害者の雇入れ又は職場復帰及び社内精神障害者の担当業務への配置を行う事業主であること

8 整備奨励金の支給を行う際に、対象精神障害者の雇入れ又は職場復帰及び社内精神障害者の担当業務への配置に係る事業所において成立する保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していない事業主であること

9 不正行為により、本来支給を受けることのできない助成金等の支給を受け、又は受けようとしたことにより3年間にわたる助成金等の不支給措置を受けていない事業主であること

10 離職、雇入れ、賃金の支払い等の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること

11 対象精神障害者の雇入れ日又は退職者の職場復帰日から支給申請時までに対象精神障害者又は退職して

いた者及び社内精神障害者に対する賃金を支払期日を越えて支給申請を行うまでに支払っていない事業主ではないこと

- 12 労働関係法令の違反（船員に適用される労働関係法令違反を含む。）を行っていることにより奨励金を支給することが適切でないと認められる事業主ではないこと
- 13 労働局が立ち入って行う実地調査に協力する事業主であること

受給できる額

社内精神障害者の配置にあたり、25万円を支給します。

受給のための手続

整備奨励金の支給を受けるためには、以下の手続が必要です。

1 利用届の提出

対象精神障害者の雇入れ日若しくは職場復帰の日又は社内精神障害者の配置日のいずれか早い日の1か月後までに、「精神障害者雇用安定奨励金利用届」を事業所を管轄する労働局に提出してください。

2 活用奨励金の対象となる取組の実施

①対象精神障害者の雇入れ又は職場復帰又は②社内精神障害者の配置を実施した日から6か月以内に、もう一方の取組を実施してください。

3 支給申請書の提出

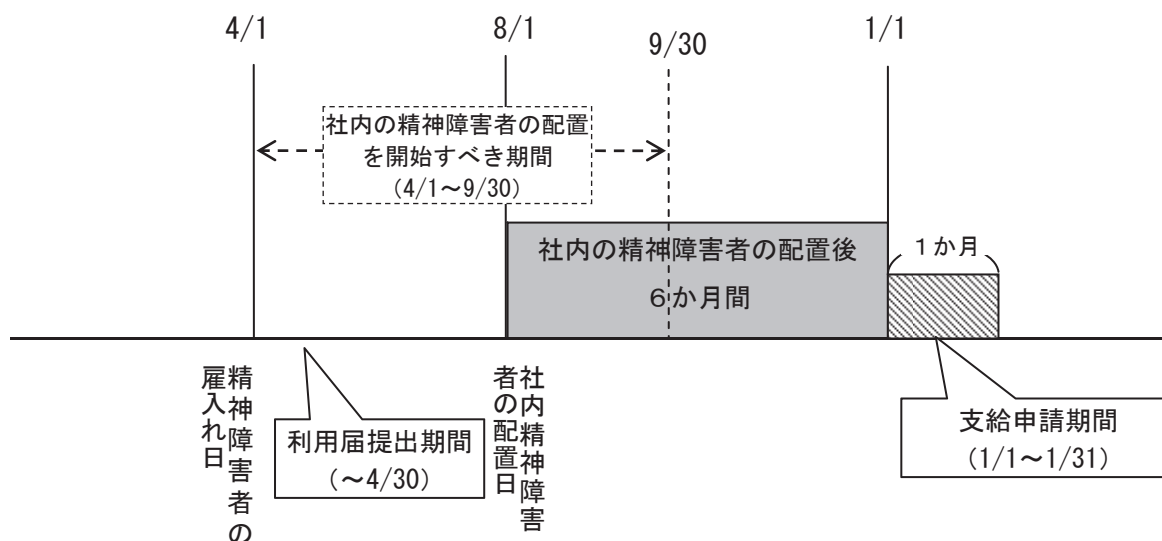
次の（1）又は（2）のいずれか遅い日の翌日から起算して1か月以内に、支給申請書を事業所を管轄する労働局に提出してください。

（1）対象精神障害者の雇入れ日又は休職者の職場復帰日から6か月を経過した日

（2）社内精神障害者の配置を行った日から6か月を経過した日

（参考）ピアサポート体制整備奨励金の受給手続例

【精神障害者を4月1日に雇入れ、社内の精神障害者を8月1日に担当者として配置する場合】



※ 手続きその他詳細については、最寄りの安定所にお問い合わせ下さい。